

賛助会員に関する規程

平成 29 年 11 月 5 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は一般社団法人島根県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款第 5 条第 3 号の賛助会員について定める。

(会員資格)

第 2 条 本会の事業に賛同し、入会しようとする個人又は団体。

(入会)

第 3 条 本会に入会しようとする個人又は団体は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 4 条 賛助会費は会費納入規程第 2 条第 4 号に定める額とする。

- 2 年度途中に入会した場合も会費は同一とする。
- 3 一旦納入した会費その他金品は返還しない。

(意見等の発表等)

第 5 条 賛助会員は本会の発展に寄与する意見を発表することができる。

- 2 賛助会員は本会の行事に参加することができる。但し、正会員に限定された行事には参加することはできない。

(会誌への掲載等)

第 6 条 賛助会員の氏名又は団体名を会誌発行の都度、誌上に掲載する。

- 2 賛助会員は広告費を納めることにより、本会の刊行物に広告等を掲載することができる。
- 3 賛助会員は本会の刊行物の配布を受けることができる。

(会員資格の喪失等)

第 7 条 会費の滞納による会員資格の喪失等については、会費納入規程による。

(名簿の記載事項変更)

第 8 条 賛助会員は本会賛助会員名簿の記載事項に変更を生じたときは、速やかに変更届を会長まで届け出るものとする。

(退会)

第 9 条 退会しようとする場合は、前年度の末日までに文書にて退会届を会長まで届け出なければならない。

- 2 協賛会員が本会ならびに会員の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をした場合は、理事会の議決により除名処分することができる。

(規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1. この規程は、平成29年11月5日より施行する。